

## ○国土交通省告示第二百六十五号

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の二十八の五第一項の規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第三百八十四号の一部を次のように改正し、個人が租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十九の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日以後に同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用する。

令和元年七月五日

国土交通大臣 石井 啓一



告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七イに掲げる工事	十四万九千七百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万三千八百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千五百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万四千六百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千四百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	一万九千八百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

  

告示六に掲げる工事のうち、玄関等段差解消等工事及び浴室段差解消等工事以外のもの	三万五千九百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)
告示七イに掲げる工事	十四万九千四百円	当該工事の箇所数
告示七ロに掲げる工事	一万四千元	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に開閉のための動力装置を設置するもの(以下「動力設置工事」という。)	四十四万七千八百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸を吊戸方式に変更するもの(以下「吊戸工事」という。)	十三万六千百円	当該工事の箇所数
告示七八に掲げる工事のうち、戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	二万六千七百円	当該工事の箇所数
告示八に掲げる工事	二万五百円	当該工事の施工面積 (単位 平方メートル)

附 則

2 1 この告示は、令和二年一月一日から施行する。  
個人が、租税特別措置法第四十一条の三第一項に規定する高齢者等居住改修工事等をした同項に規定する居住用の家屋(当該高齢者等居住改修工事等に係る部分に限る。)を令和二年一月一日前に同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。